

## 議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和5年10月2日(月) 午前9時59分～午前10時56分  
会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1番 橋本 友樹、 3番 神谷 直子、 5番 野々山 啓、  
6番 今原ゆかり、 7番 福岡 里香、 8番 岡田 公作、  
10番 北川 広人、 11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、  
13番 倉田 利奈、 14番 黒川 美克

オブザーバー

議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(2番) 荒川 義孝

### 2. 欠席者

9番 長谷川広昌

### 3. 傍聴者

なし

### 4. 説明のため出席した者

なし

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

### 6. 付議事項

- 1 政務活動費に係る運用基準等の見直しについて
- 2 議会タブレットの更新について

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は多数であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の鈴木勝彦委員を指名いたします。

本日の案件は、御手元に配付されております付議事項のとおりであります。

### 《議 題》

#### 1 政務活動費に係る運用基準等の見直しについて

委員長 本件については、各会派の考えを事前に回答いただきました。御返答ありがとうございました。

各会派からの意見はタブレットに載せてありますので、御確認をいただいているかと思えます。

なお、共産党さんについては締切りまでに提出がありませんでしたので資料には掲載がございません。

それでは順次、各会派の御意見の発表をお願いいたします。

初めに市政クラブさん。

意(11) 市政クラブの考え方を発表させていただきます。

区分でいきますと、1の資料購入費、調査研究費ということで、電子書籍なども購入できるようにしたらどうかという考え方。

それから、区分2の資料作成費では、ワードやエクセルなどのソフトやアプリなど、ドロップボックスやワンドライブなどのクラウドも一度考えていただきたいということでもあります。

その他ということで、サイドボックスのパスワードを開放して、個人持ちのパソコンやスマートフォンなどで確認できるようにしてほしいという3点でございます。

以上でございます。

委員長 質疑等は後で行いますので、まず先にそれぞれの御意見の発表を進めさせていただきます。

次に公明党さん。

意(5) 区分につきまして、資料購入費ということで、現行は、会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費ということで書かれていますが、改正案としまして、電子図書等の、というところをつけ加えさせていただいております。

この改正理由といたしまして、ちょっと書き間違いがあるんですけども、電子図書も活用しているためというところ、まだ活用はできていませんが、これから活用していくために、正式に追加してほしいということで記載をさせていただきました。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、共産党さんは現行のままでということで、12番、柴口委員よろしいですか。

意 見 な し

委員長 特段御意見がないということです。続きまして高志クラブさん。

意(8) 現行のままで。

委員長 次に、新政会さん。

意(14) 私は、今現在プリンターが購入できるかどうかははっきりしてません

ので、プリンターを購入できるようにしていただきたいということです。

委員長 続きまして、高浜市民の会さん。

意（13） 私はパソコンとプリンターのほうを事務費のほうで購入していただけるようにしたいと思います。

ちょっと改正案ということで細かいことは書いておりませんが、備品の3万円なら3万円以下、上限とするということで、全額は特にパソコンは3万円ちょっと買うのは難しいかなと思いますので、そういう形で改正していただけたらと思います。

改正理由としましては、やはり今現在、紙での資料というのが全くございません。やはりその中身について審議したり、質疑をつくったり、討論をつくったりってということで、皆さんどういふふうに御家庭でそういった作業をされてるのかなというのを逆にお聞きしたいなと思うんですけど。そういう場合はやはりパソコンとアイパッド2台持ちでないと、そういった作業が今できないんですね、私の場合は。ですから、やはりこれはパソコンやプリンターが必須になっております。

近隣市では、各会派に会派室っていうのがきちんとございまして、そこらにはパソコンとかプリンター、一人会派の人にもパソコンやプリンターが1台ずつきちんと貸与されているということで、会派室での作業もできるかと思うんですけど、高浜市議会議員には皆さん御存じのように会派室もございませんし、そこにパソコンやプリンターも貸与されていないということで、全て自前で購入しなければならないということで、やはりそこは3万円を上限でも結構ですので、改正していただけたらと思います。

以上です。

委員長 清風会さんは今日御欠席ですので、資料の中では現行のままということになっておりますので、そのように御認識をお願いしたいと思います。

続きまして、凜々会さん。

意（7） 私は電子版の新聞購読料を増やしてほしいと思います。

委員長 ありがとうございます。

各会派の御意見について質疑や意見等ございましたらお願いをしたいと思います。

います。

意（13） 皆さんにお聞きしたいんですけど、先ほど私が疑問に思っていることで、今全く紙のものが資料としてないもんですから、皆さんどのように、質疑とか討論とか作成されてると思うんですけど、それは自前のプリンターとかパソコンで作成されてるってということなんでしょうか。

それともパソコンとかも使わずに、何かそういうことをできる方法があって、こうやってやってるよということがあれば、それは教えていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長 どなたか見えます。

意（3） 私の場合は、その資料を、例えばいろんなものを1台では見ることはしてなくて、何台かで見えるようにしてるんですけど、何台か見るときもその時によってやり方が様々で、例えばこのサイドブックスに入ってるようなPDFだと写真でしかとれなくて、PDFとして加工ができることがないので、これは写真でスクショしたり、私たまたま 아이폰 なんですけど、アイフォンの写真を開いていただくと、文字の並んでいるのをカメラで撮ると、カメラの下のほうに、文字をテキストにするっていうのがあるんです。そのテキストを押すと、文字がテキストになって、コピーして、その文章が作成できることになるので。そうすると、例えばこれを抜き出したいよっていうときはそのカメラ機能を使ってテキストにしてもらって、文章を作成したりしています。

「アイフォンので作成するんですか。」と発声するものあり。

意（3） アイフォンでやりますよ。委員長、いいですか、皆さん、アイフォン出しても。

委員長 うん。

意（3） タブレットは1台しかないんで、そのタブレットで写真を撮ることはできないので、例えば新聞を写真で撮ろうとすると、テキストがあるものじゃないと駄目なんですけど、この辺に、テキストを文字化するよっていう範囲が出てくるんです。そこを押すと、文字をAIで認識して、ちょっと日本語から

中国語になってるところもあるんですけど、だから誤字もあります。ありますけど、そうやってやるとテキスト化されるようになるので、例えば新聞があったときに新聞をPDFにして保存するときもありますし、もうそのままテキストだけを自分で抜き取ってメモ帳に登録することもできるので。そういった講習はまた別の機会にやりたいと思いますけど、今日はこの政務活動費の話ですので、またの機会にやってみたいと思いますけど、いいですか、そんな感じで。

意（13）　ということは、直子議員はパソコンを使わずに、それも全部文章も御自分で 아이폰 という、いわゆるスマホとアイパッドでできるからパソコンは使ってないよってことでしょうか。

意（3）　パソコンも使いますよ。

委員長　ちょっとよろしいですかね。

　　どういうやり方をやっとなるかっていう話ではなくって、なぜ、パソコンやプリンターを購入できるようにしてほしいかということとは全然意味が違いますので。

　　例えば、今までタブレットがないときに、パソコンを使わずに手書きだったんですか。そうじゃないんじゃないですか、皆さん。

　　だから、自分のパソコンが古くなったからそれを政務活動費で新しくしてくれみたいな話とは違うと思うんですよ。

　　例えばここにもう1台のパソコンだとかもう1台のタブレットを持込みたいから政務活動費で買えるようにしてくれっていう意味なのか、先ほど説明していただいたんですけども、そこら辺のところを上手に皆さんに聞いていただかないと。

意（13）　だから私は、議員活動を行うについてはパソコン、プリンターというのは必須だと思ってるんですね。ましてや逆にこれがなかったら、議員さんはどうやって活動されてるのかっていうのが不思議で。

　　パソコン、プリンターが必須であるにもかかわらず、やはりこれが政務活動費で購入できない。特に、我々アイパッドを使ってるわけですから、同じような機器ですので。ぜひそれは皆さんが同じように必須ですよっていうことで同意していただけるのであれば、やはり政務活動費っていう形にもしていただ

けるのかなと思ってお聞きしたところでございます。

ですから、パソコンやプリンターについては、私は必須だと思ってますし、逆にこれがなかったら今議員活動が全く私の場合はできません。

こうやってアイパッドが貸与されてるってことですので、同じような機器として、やはりパソコンもそんなしょっちゅうしょっちゅう買い替えてるのはおかしいですけど、それはやはり市民の方から、そんな政務活動費の使い方ではないのかっていうふうにお叱りをいただくっていうのはあるかと思うんですけど、ほかの自治体では貸与されてるものが貸与されていない、自前で買わなきゃいけない、これがなければ仕事ができないっていうのであれば、ぜひとも入れていただきたいという思いで申し上げました。

以上です。

委員長 ほかに御意見のある方はみえます。

意（11） いろいろ他市のことをお話がありますが、やはり高浜市議会が高浜市議会としての独自の議会ですので、議会の中で決定していかなければいけないかなと思いますので。隣の芝が青いからとか、そういう問題ではなくって、しっかりパソコン、プリンターというのは、やっぱり報酬もいただいておりますので、その中から購入するという考え方もあるかと思っております。

今、このアイパッドをどう使うか、どう使いこなしているかというのが大切なところであって、そこからパソコンを持ち込んでいただきたいという話であれば、またこれは皆さんと検討していかなきゃならないかなと思いますけども。

まだまだこのアイパッド、私自身が使いこなしていないという状況でありますので、しっかりここら辺を検証しながら、プリンター、パソコンが本当に議場の中に必要なのかどうか検討していく必要があるんじゃないかなと、そんなふうに思っています。

意（13） 政務活動費の2万円に関しては近隣市に合わせたいような発言があったので、何が近隣市を参考にするのかしないのかっていうのが全然私には分からないんですけど。

私はやはり、いろんな施策とかいろんなことをやるのに、やはり近隣市は近隣市でそれなりにいろんな理由があって、いろいろ活動されていると思うので、

それはいろんな歴史とかいろんな経緯とかはありますけど、やはりそれはいろいろ参考にすべきところだと私は思っております。

ですので、市政クラブさんが何を参考にして何を参考にしないかっていうところがよくはつきり分からないので、そのあたりもできましたら御説明いただきたいのと。

私はあくまでも、ここに持ち込むか持ち込まないかという話ではなくて、やはり先ほどの新聞もそうだし、図書もそうだし、やはりそれはこの議場で必要ではなくて、やはり議員活動として絶対的に必要なもの、視察だってそうですよね。別に視察のものをここに持ってきて発表するのはいいんですけど、そういう発想になってくると視察も結局政務活動費に当たらなくなってきてしまうので、やはり議員として何が必要かということをお検討いただければと思います。

意（3） 他市と比較とかどうこうではなくて、この政務活動費に係る運用基準について載っているのは、財産にならないものを政務活動費としているのであって、新聞や書籍は消耗品扱いなので政務活動費として利用できる。プリンターやパソコンなどは財産になるので活用できないというふうに聞いております。

ですから、プリンターやパソコンを購入したいとするならば、財産をいかに、だからタブレットは財産になるから貸与という形になっていると思いますし。

だから、もしそういうことをしたいのであれば、その基準を変えていかないといけないことだと思いますけど、今のところ私たちは財産になるようなものは政務活動費としては考えなくていいのではないかとあって、このような書類をつくらせていただいております。

意（13） 別に貸与でもいいですよ。アイパッドと同じように貸与でもいいです、貸与でもいいんですけど、やはりすごく持ち出しが多過ぎるので、入れていただけたらということをお願いしております。

意（14） 私はなぜプリンターを入れたいかといいますと、そこんところに書いてあるんですけども、いわゆる備品と消耗品の境は、以前は3万円、今、備品は5万円じゃない。いわゆる備品の金額以下、それは別に消耗品で買える



わけですので、消耗品で例えばプリンターを買う。そこに改正の理由書いてありますけれども、インク代よりも安いプリンターがあると、そういったものは別に消耗品で買ったっていいじゃないかということで、僕はプリンターを入れていただきたいということで書いてありますのでお願いいたします。

委員長 今これで御意見というか、皆さん方からこういう見直しをしてほしいという意見を事前にいただいて、今ここで少し説明をしていただいたんですけども、大きく分けると、例えば新聞や電子書籍、それから、アプリやクラウドなんかは、月単位で払っていくような、俗に言うサブスクということになります。

そのサブスクみたいなものまでもオーケーなのかどうなのかっていうところまで検討いただかないと、なかなか難しいかなって気がするんですよ。結局そのほうが安いんですよ。例えば毎月よりも年間で払ったほうが安いとかそういったところもありますので、その辺のところまでの議論を進めていかないといけないということになると思います。

それから、もう一つは、今言われたプリンターとかパソコンの話ですけども、これは昔から、この運用基準をつくったときから議論をしてきたところであります。実際どうなのかっていうと、例えば会派室があれば、会派室の備品として、常駐品として置くということも可能なんですけども、会派室がないということは、個人の御自宅に持って帰るということになります。一人会派の方はそれでいいですよ、自分一人のものとして使えますから。だけど、今うちの議会では最大会派6人ですので、6人で1台はこれ個別で持って帰れないんですよ。持って帰れないならどこに置くのっていう話にもつながりますし、いろいろなハードルが出てくると思うんです。

ですからその辺のところも議論をしていただかなきゃいけないところだというふうに思いますし。それから、役所は償却っていう概念がないものですから、例えば我々の任期ってのは当選してから退任までが4年間ですよ。そうすると、極論を言うと、例えば20万円のパソコンを買いたいと、これ7年のローンにすると、リースでもいいですよ。そうした場合、4年間は政務活動費で払いますが、もし自分が落選したら残りは自分個人で払いますというような

ことまでも可能性として出てくるんですよ。だからすごく複雑な話なんです。その辺のところまでの議論をしていかないと決まらなくなってしまいますので。

いろんな手法がある中で、何を選んでこれを導入していくのかということになりますから、しっかりとそこを頭に置いて議論をしていただかないと、ちょっとまとめきれなくなっちゃうもんですから、それを踏まえて御意見をいただけんかなと。

意（13） 私は別に市政クラブさんとか公明党さんとか新政会さんの案には、特に異論はありません。

ただ、これをもしその今委員長が言われるように、運用していくに当たって、何か問題があるのであればそこはどうか解決していけばいいかっていうところをまた皆さんで話し合っていけばいいかなと思いますので。全てことについて、運用をできるようにしていくっていう方向で、どんな問題があるかっていうのを皆さんで考えていけばいいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

委員長 だから私そう言いましたよね。

「だからその意見に私は賛成です。全部いいとは言ってなかったんで、私は全部前向きに進めてほしいですということです。」と発声するものあり。

委員長 全員の方々がこれってやっぱり使えるようにしたほうがいいよねっていうものを先に決めて、例えば。それをどういうふうに運用していくかというルールをつくるというようなやり方が多分一番は分かりやすいし早いのかなというふうに思うんですけども。

先ほど言ったように、例えば書籍とかは、もう今までもオーケーなんですよ、実際は。そういうものが今電子版があるから、電子版はどうやったらいいのかっていうような形で考えていくべきだと思いますし。

意（11） 今、委員長が言われたように、取りあえず、全員の方の賛同を得られるものから随時実行していくと。それで、今13番さんが言われるようなことは少しいろいろ御意見があるもんですから、それはまたしっかりと議論しながら前に進めていくということで、進めていけるものだけはどんどん進めていっ

たらどうかなとは思いますが。

意（13）　すぐにこれはこうしたらできるよねというものもあれば、その中でこういう問題があるときはどうするのか、こういう場合はどうなのかっていうふうに必要な想定をして運用を考えなきゃいけないもの、2つにこれ見ると分かれるのかなと思うんですよね。

そういう中で、すぐにできる、例えば電子書籍だったら、みんながいいよということであれば、じゃあどういうふうに電子書籍を見たのか、その領収書とかいうのが私はやったことがないから分からないんですけど、それがダウンロードでぱっと出せてそれだけで皆さんがいいよって言えばそれはそれでいい話だし。でもワード、エクセルとかこういうことについては、もしかしたらもうちょっと議論、いろんな想定で問題があるかもしれないから、それをまず分けていただいて、すぐ決められることは決めればいいし、そうでないことはまた引き続き、全ての問題について解決していけばいいんじゃないでしょうか。

委員長　例えば電子書籍で言うのであれば、実際、それを例えばタブレットにダウンロードすると、ダウンロードする段階で課金としてお金が取られる。そこに対して、当然メールが来て、領収書というものがそこで発行されるというのが今の電子書籍の流れだと思いますので、これ自体は問題がないのかなとは思いますが。要は、このタブレットに課金をさせるような形で、それぞれ皆さんの今だとアプリとかなんか取れるようになってないですよね。事務局がこれはダウンロードしていいですよっていうものしか落とせないんです、この中には。だから、それをフリーにするようなことがいいのか悪いのかっていう話から今度は入らなきゃいけないもんですから。

意（3）　実は、アマゾンのキンドルはもうこのタブレットで読めるようになっておまして、アマゾンで買った書籍は、このタブレットでも読めるようになっています。

ですから普通の本を買うように、自分のパソコンで読まれても自分のスマホで読まれてもいいんですけど。電子書籍を読む形にはもう既になっているので、もう電子書籍については進めていっていただければいいのかなと思います。新聞やそのほかのいろんな書籍については、アプリが必要なものもありますけど、

アマゾンのキンドルに関して言えば、もうこれで電子書籍がオーケーになればできるような体制になっておりますので、進めていていただきたいと思えます。

ほかのアプリで電子書籍を読むことが必要になれば、またその都度考えていただければいいと思うんですけど、アマゾンの電子書籍のキンドルっていうアプリはもう既に入っておりますので、進めていていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

委員長 今言われたので言うと、例えば、スマートフォンで購入すれば、こちらでも見れるんですよ。ということは、スマートフォンで購入した購入履歴の中でそれを確認して、これがこの本だということが確認できれば、今でももう全然いいはずなんですよ。

ただ、電子書籍が駄目だと、駄目だとは書いてないですけど、電子書籍もいよいよと書いてないんで、だから現行何も触らなくてもやれるんですよ。

だから書籍を購入すると、通常だと領収書とその本自体を事務局に持ってきて、こういう本を買ったんで政務活動費で出したいという話で一応事務局のほうに見ていただくというような形で今まではやってきてますし、通常書籍に関してはそういう形で今からもやっていくわけですので、それと同じなんですよね。

あとは、違うのは例えば新聞なんかは買取りじゃないものですから、これ月々払いとか年間払いになるわけです。新聞社にもよるとは思うんですけども、電子版は通常に新聞をとってれば電子版を自由に見れますよというところもありますし、いろんなタイプがあるんですよ。電子版だけ見れますというのもありますし、料金がどういうふうに違うのか僕はちょっとよく分かりませんが、それもいろいろとタイプがありますから、それに関しても。

だから極論を言うと、例えば、ここに新聞とってるじゃないですか、5紙だったかな。あの新聞をやめて、5紙の電子新聞が全議員さんが見れるようにするとかっていうふうにしたほうが、逆にあれも結局事務局が手間かけてやってくれとるんですよ、いろいろと。だからそういうのを含めてやってくようなことを考えていただかないと、この議会改革の意味があまりないんです。

我々の議員の個人的な便宜性だけであれするのではなくって、これをやったからこれなくしましたみたいところが、まさに改革の部分になると思いますので、そういう議論をぜひしていただきたいなど。

意(11) 今のお話のように、この電子書籍あるいは新聞も含めて導入するかどうかをここで一遍、結論を出していただいて、どういうルールをつくったらいいのかっていうのは、また次の改革のときに話をしていただければ。

導入するかしないかを決めていただいて、検討するところがあれば、それをまた検討していくということで、議題として上げて進んでいくという方向で進めたらどうかと思います。

委員長 それと一つ言い忘れましたが、検討課題の中に入れなければならないことは何かって言うと、例えば、書籍は、この中にも当然入るんですけども、自分のスマートフォンだったり自分のパソコンだったりでも見れるわけですよ。それが、書籍の中身自体が議員に資するものということであればそれは全然問題ないんですけども。

だけど、これが同じように、アプリとかクラウドだとかっていうものになると、今度は3台まで使えますよとか、そういうものになったりすると、どういうふうに按分していくんだっていう。例えば自分が個人で使う部分と議員として使う部分というのが出てくるじゃないですか。その按分率みたいなものも当然考えていかなきゃいけないし、非常に難しい話になるんですよ。

ここの新聞をなくして、皆さん全部新聞がここに例えば下りるとしましょう。そうすると御自宅の新聞ってやめられます、皆さん。そうするとそれってどうなのっていうことにもなりかねないのかもしれないし、いろいろとそう簡単ではないですよ、在り方としては。市民の方が、議員になると新聞、ただでもらえるんだみたいな、そんなふうに映ってもよろしくないでしょ。

だから、きちんと説明ができるような形で、こうだからこういうふうになりましたというところまでをきちんと話をして、決定をしていただかないといけないと思いますので。

そういうのを踏まえて、次回までに皆さん方からまた御意見をいただくような形をとりたいと思いますけども。

電子書籍とか新聞の部分に関して、まず皆さん方の、こうやったらどうなんだというようなところを御意見としてまた出していただくような形でよろしいですか。

意（13） ちょっと気になることがあって、市政クラブさんのその他のところで、サイドブックスのパスワードを開放して個人持ちのパソコンやスマホなどで確認できるようにしてほしいというふうにあるんですけど、これがいいのか悪いのかも全然私は判断できないんですけど。ちょっとこれがあるのかもよくわかんないんですけど、サイドブックスが個人用のパソコンとかスマホとか、例えば個人でアイパッドを買って、そっちでもできるっていうことになると、逆にこのアイパッドを貸与されなくても、個人でそれをできるようになっちゃうっていうふうだと、いわゆる一つの考え方として、この貸与がなくて、個人持ちのスマホとかパソコンでも今後は運用できるよっていう理解でいいんですかね。どうなのか、そのあたりがよく分からなかったんですけど。

委員長 多分ですけど、これの意味は、このタブレットは現状この状態ですよ、皆さんに貸与されてるということで。ここに書かれてるのは何かというと、サイドブックスのパスワードを解除することによって、自分の御自宅にあるパソコンだとか、あるいはスマートフォンにサイドブックスを落とすことができるんですよ。そこに自分の資料が全部出すことができるんです。

だから、先ほど 13 番委員が言われたように、例えば、政務活動費であろうが個人であろうが、もう 1 台パソコンでサイドブックスを見たいということをやするために、これが必要になってくるんですよ。そういう意味です。

意（13） 今委員長がおっしゃってることは理解できます。理解できるんですけど、そうなってくるとサイドブックスを利用するために、今これで私たちがサイドブックスやってるんですけど、逆に、貸与がなくてもできちゃうものなのかどうなのかっていうのをちょっと知りたいんですけど。そうなった場合は、これすごくお借りしてる金額がそれなりに高いもんですから、機能がこれすごくいいらしいんですよ。だけど私は申し訳ないけどそこまで多分使いこなせないもんだから、例えば自分でアイパッドをそれなりの金額で 1 回買えば、そこで全部運用できる、パソコンと例えば自分のアイパッドでできるんだったら、

逆にこの貸与がなくてもできるものなのかどうかというのを知りたいということなんですけど。

委員長 今、これ皆さん、事務局が全部管理してるんですよ。事務局から全部資料を送ってもらっています。

だから、これでないとなんか事務局管理はできませんので。これがあるからですよ、個人にこれがそれぞれ与えられてるからそれができるんです。

意 (13) これがとにかく貸与としてないとそれは運用が一切できないっていう理解なんですね。サイドブックスは一切できないというんですね。そのあたりが分からなかったの。

委員長 だから、事前に出していただいた市民の会さんからの意見でいうと、もう1台パソコンが要するという話であるのであれば、例えば、今回、9月の定例会は決算でしたので、例えば、パソコンとこれと2台並べて、こっちに予算書を、こっちに決算書を、と並べてやることのできるんですね。でも実際これでもできるんですよ、2分割画面を使えばできるんですけど、やっぱり効率性的にいうと、画面が半分ですので、非常にそれ自体が見にくいということもあって、もう1台あったほうがやりやすいのは確かなんです。それはその方々のやり方の問題もあるのかもしれないし、私の知識不足で、もっと使えるっていうのがあるのかもしれませんが。ですから、これ自体は開放していただければそういうことができますよという意味で、書かれているというふうに伺っておりますけども。

議長 ちょっと話がかみ合っていない部分が僕ちょっと感じられて、一点、倉田議員に聞きたいのが、多分僕らがパソコンを買う買わないっていうのはもちろんここで決めてもらえば全然いいと思います。ですけど、その前提条件として、自分のパソコンを持ってるんで、それを使ってるのが当たり前という前提があって多分話してるのと、倉田議員の話を聞くと、さっき委員長が言ったように、ここに持ち込むためにもう1台分を政務活動費で使いたいから買わせてほしいっていうのか、いや、もしくは、私パソコンってのは今まで使ってなかったんで、議員活動として欲しいので買わせてほしいっていうのか。ちょっとその辺が前提としてかみ合っていない気がするんですけど、その辺はどうなんですかね、

倉田議員。

意（13） 持ち込むかどうかは、それはやはり持ち込んである程度ちょっと使いこなせないといけないのかなと思うんですけど、それが使いこなせるかどうかは私分からないんですけど、その前の前提としては、やはり自分が一般質問なり、討論なり、質疑なりをつくる時は、これではつukれないし打てないですし、ある方もいるけどすごくちっちゃいもんですから、私はちょっと自分のパソコンじゃないとできないもんだから自分でパソコンを自前で買ってます。

でも、やっぱりある程度年数が来るとパソコンも使えなくなっちゃうもんだから、結局私が議員になってからも1回は買い替えてるんですよ。多分またそのうち買い替えないと自分は仕事ができないなと思っていて、そういう意味で必須なので、パソコンが、自分の仕事としては。なので私は、上限、ごめんなさい、さっき3万円って言ったけど備品今5万円なんですよ。だから5万円以上のものをもし買ったとしても、5万円以内が政務活動費で使えるよっていうふうにしていただかないと、なかなか自前で出すものが多過ぎるかなっていうところをお願いしてるってところです。

議長 言われてることは分かって、消耗品的なものだから、そういったものを認めてほしいということですね、分かりました。

意（3） 多分サイドボックスを自前のパソコンでやったにしても、ここでやったにしても、一つのパスワードとIDがあれば、共通として見れると思うんですよ。だから、このタブレットを貸与されなくてもいいんじゃないかっていうお話がありましたけど、そうではなくて、このタブレットをここの議会に持ってきて皆さんの共通で持ってるっていうのは、もし壊れたときに事務局が手直ししてくれるとかっていうことにもつながるので。効率性がいいのは、タブレット貸与1台されて、その中でサイドボックスやラインワークスを事務局が管理できる中で、皆さんが1台ずつ持っていくっていうことが多分大事なんですよ。

だから、このタブレットをやめるとか、自前のパソコンにサイドボックスのIDとパスワードができるからそれはそれでいいよねとかいう話ではなくて、みんなが共通してこれを1台持ってるってことはすごく大事なことだと思うの



で、タブレットの貸与は今までどおり続けていってほしいけれども、自分のパソコンやスマートフォンでサイドブックスのIDとパスワードを解禁していただければ、自分が持っている中で見れるのでお願いしたいということを書いてあります。

意(13) 今の直子議員の話で私分からないことを教えていただきたいんですけど、事務局が管理できるっていう話なんですけど、それは例えば私が自分のパソコンとかスマホとかアイパッドに落とした場合は、それは管理ができなくなるっていうことになるのかっていう確認と。管理ができるっていうのは、今、事務局のほうを送ってくださって、あとはラインワークスでこっちが言いたいときは何か連絡してるっていうことなので、サイドブックス自体はこちらからは多分、今のところ私できるのかも分かんないけど、やったことがなくて、アプローチを、事務局のほうに。事務局が管理できるっていうのは具体的にどういうことを示しているのかっていうのがよく分からないので教えてください。

意(3) 皆さんの手持ちのスマートフォンやパソコンは皆が同じものではありませんが、これは皆さんが同じものです。

ですから、例えばサイドブックスが消えてなくなっちゃったとか、そういったのは対応ができるんですよ、事務局が。このサイドブックスが壊れちゃったらどうしよう。これ皆さんが1台共通で持っていることが大事で、それが、皆さんの御自分でお持ちのものが、スペックなり、自分の使い勝手なりいろんなふうに変えてあるのを共通して事務局が管理するってことはできませんよってことだから、このタブレットをなくすっていうことは考えないでほしいですよってことです。分かりますかね。

分からないなら本当にちょっとパソコンやタブレットのことについてもうちょっと勉強していただきたいなと思いますけど、皆さんが1台共通して持っているってことはすごく大事なことですよって。別に管理ができないとかできるとかじゃなくて、共通のものを持ってて、管理されるってことが本当に大事なんです。

委員長 よろしいですかね。

これ自体があるから次どうしようということなんですよ、議論の趣旨は。も

う結局、これをやめてこうしてくれればこれやめられるじゃないっていう話を今してるわけじゃないですし、今後も一応その話はないもんですから。当局側ももう完全にこういう紙媒体じゃない形に変わってきたわけですので。

ですから、その中でこういうふうにするともっと便利になるっていう話は、これはICTのほうの話ではなくって、今日は。あくまで政務活動費の使用基準の話ですので。

意（５） 今、お話があったとおり、このサイドブックスのパスワードを開放するっていうことに関しては、特に政務活動費が使われるっていうことではないかなと思うので、一旦これはちょっとまた別で相談させてもらうっていうことで、まずこの政務活動費をどうやって使っていこうかっていうことに議論を行っていただいて、ちょっと話を進めていただけるといいのかなと思います。

以上です。

委員長 それでは、先ほど言ったようにちょっとまとめていきますけど、電子書籍や新聞というふうに先ほど言いましたけど、新聞を買取りがないということは、電子書籍だけ別途で考えたほうが多分話がしやすいと思いますので。ですから、電子書籍のダウンロードですよ、基本的に。そのダウンロードをどうしていくかという形のことで、また皆さんに考えてきていただきたいなということ。

それから、新聞だとかアプリとかクラウドとかっていうのは、これは多分サブスクになりますので、月々払いとか年払いとかいろいろあるとは思いますが、そういった形で支払いが発生するものになります。それに対してはどういうふうにしていくかというようなところを考えていただきたいというところ。

それから、プリンターとかパソコンだとかっていう具体名が出てますけども、それもそれぞれの方がこれは自分にとって必要だよということでは言われてるので、特段パソコンならいいよとか、プリンターならいいよとかっていう話ではなくって、例えば、今現状は消耗品という概念の中で、この政務活動費の基準というのはつくられております。個人的な資産にならないものというのが当時の議論の柱でそういう形になってきました。

今の時代背景も踏まえて、例えば、消耗品とか備品だとかっていうものに関

して、これ金額ベースの形で考えるのか、あるいはそのもの自体の、市民感覚からして、市民の目線から見て、それは消耗品だよねとか備品だよねっていうようなレベルで見られるものなのか、そういったところも含めて考えてきていただけんかなというふうに思うんですけども。

昔の話で恐縮ですけど、例えば、事務局がちょっとした案内をするのにファクスで、当時はまだメールっていうのはなかったもんですから、ファクスでっていう話をしたときに、ある議員さんがファクスを買ってくれという話があったんですよ、当時。当時はファクスが電話のおまけで付いてくるみたいな時代じゃないもんですから、ファクスってめちゃくちゃ高かったんですよ。紙代も当然かかりますよね。今みたいに普通のこういう紙じゃなくって、感熱紙で日に当たると色が変わっちゃうような紙で、そんなような時代だったんです。

でも、これ全部それを買って与えるっていうことが、これもう当時ではあり得ないという話で、ファクスじゃなくって、議員さんがここに来て自分のボックスを見てくださいという方向にしかならなかったことが私の中で思い出されますけども。だから今以上に先に進んでいけば、それこそ、議会用と御自宅用と2台どうぞって貸与になるかもしれませんが、その辺は分かりませんが、一応そういうレベルの中で消耗品とか備品とかっていうものの考え方、そういったものを一度、念頭に置いた中で、政務活動費で使えるものっていうのは考えていただけんかなということだと思います。

あと、タブレットに関係するようなものばかりですけども、一時期いろんなところで取り沙汰されたのが、例えば事務所費みたいなもの。当時県議が数十人単位で訴えられて、知事がそんなものは当たり前だとかって、裁判沙汰みたいな話があったんですけども。自宅の一室を事務所にしてるから、だから政務活動費でその事務所の、例えば自宅の電話なんだけど電話代とか光熱費だとか、毎月3万円ぐらいを政務活動費から出すというようなことをやってた時代もありました。

ただ、それはどこまで自分でどこまでが議員でっていうのがもう誰も区別がつかないというものだから、やっぱりまずいだろうということで。大きな市町だと、例えば、ガソリン代とか、それから今言った事務所費も含めた諸経費で

すね、事務所の。そういったものだとか、それから、人件費、そういったものも政務活動費から落とすというところもあります、現状。高浜とかこの近隣を見ても、だんだんと政務活動費自体は非常に月々少ないもんですから、皆さん方、議員活動すればするほど、やっぱり持ち出しが多くなってしまおうというのは現状なんです。少ない部分の中でも、やっぱり、市民の方々が目を光らせているものが政務活動費の使途ですので、それを踏まえて考えてきていただけないかなということをおもいます。

一応、その3つぐらいですよ、今現状皆さん方から出てきてる御意見としては。よろしいですかね。

#### 意 見 な し

委員長 それでは、結論が今日出ませんので、今回出された御意見や考え方を持ち帰っていただいて、会派で検討していただくようお願いをさせていただきます。

あわせて、充当可能な経費として新たに加えるものだけではなくて、現行の運用基準の表記等が適切かどうか。例えば、見ますと、まだ各派会議という言葉が残ったりだとかそういったこともありますので、それも見て、会派で検討していただくようお願いをいたします。

それから、見直しを提案された会派の方におかれましては、運用基準を、今言ったように、どういうふうに改正するのもあわせて、改正後の文案もあわせて検討してきていただかないと、2度、3度の手間になりますので、その辺のところもお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

#### 意 見 な し

委員長 次回は、今回いただいた御意見の中で、もう少しこういうふうにしたらという具体的な提案まで出していただくようよろしくをお願いをいたします。

それでは次に移らせていただいでよろしいですか。

異 議 な し

## 2 議会タブレットの更新について

委員長 事務局より説明をお願いいたします。

説（事務局 主査） それでは、事務局からタブレットの返却時期について御案内をさせていただきます。

資料1を御覧ください。

タブレット端末の更新に伴い、議員の皆様にお渡ししている現行のタブレットを返却いただいて、新しいタブレットをお渡しさせていただきます。

御返却日、及び配布日といたしましては、11月1日、水曜日とさせていただきます。ですので、それまでにタブレット内に保存されている必要なデータなどは、各自、事前に退避等をお願いいたします。

アプリにつきましては、ラインワークス、クロモ、サイドブックス及びプリンターに使うイーブリッジ、こちらのほうはインストールをしておきますが、その他必要なアプリは、配布後に御自身でインストールしていただきますようお願いいたします。

また、返却された後、現行のタブレットにつきましては初期化をいたします。返却後、現行のタブレット内に残っているデータの回収や移行については御相談を受けかねますので、御了承ください。

また、タブレットの箱を保管されている方は、箱も一緒に御返却いただきますようお願いいたします。なくした方やない方は、なしで大丈夫ですのでお願いします。

アップルペンシルの第2世代、事務局と同じものをお持ちの場合は、そのまま新タブレットで御利用が可能になります。タブレット返却前に、設定からルートゥースで、自分のデバイスにあるアップルペンシルっていうところがあるんですけど、そこからこのデバイスの登録の解除をしておいてください。ほ

かにブルートゥースで接続しているデバイスについても同様に解除しておいてください。

また、カバーについても現行のものが使用可能となりますので、カバーを外した状態でお持ちくださいますようお願いをいたします。

返却前の作業、返却時の持ち物につきまして、資料1の下のほうにチェックリストを作成しておりますので、御活用いただければと思います。

また、同じフォルダー内に、資料2、データの退避方法の一例や、資料3、アップルペンシルの解除方法、また参考までに画面の色をダークやライトに変える方法、そのあたりも載せておりますので、こちらも御活用いただければ幸いです。

ラインワークスのパスワードを、初期のパスワードからもし変更されている方がいらっしゃいましたら、変更後のパスワードを会議終了後に教えていただければと思います。ラインワークスの初期設定のときに必要となりますので、よろしくをお願いいたします。

また、保護フィルムにつきましては、それぞれ好みがあることから、保護フィルムが必要な方は、アップルペンシルと同様の取扱いとさせていただきたいと考えております。

御案内は以上のおりとなります。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

問(12) データ退避についてはあるんですけども、サイドブックスのことで、ちょっとよく分かってないんですけど、サイドブックスのデータは多分サーバー上にあるかと思うんですけど、よくアップルペンシルとかで上に書き込むこのデータ、オーバーレイのデータ、これについては、どこにあるんでしょうか。

答(事務局 主査) サイドブックスのデータにつきましては、クラウド上に保存がされておりますので、10月31日に例えば書き込んだとしても、それと同じものが新しいタブレットのほうに反映されるという形になりますのでお願いいたします。

委員長 ほかに。

## 質 疑 な し

委員長 それでは、ないようでしたら、本件については打ち切りたいと思います。

それでは、続きまして次回の議会改革特別委員会についてでありますけども、次回の議会改革特別委員会は、引き続いて政務活動費の運用基準の見直しについて、を進めていきたいと思えます。

それから日程ですけども、改めて御連絡をします。議長会のフォーラムだとか都市問題会議だとか、視察に行かれる方もあるというふうに伺っておりますので、日程はまた改めて決めさせていただきます。できるだけ、何かしらの会合がこちらである時にあわせてやらせていただくような形をとりたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

そして、政務活動費の運用基準の見直しの協議が終了してからは、請願・陳情の取扱いについての協議に入っておりますので、そちらのほうも事前に検討のほうをよろしくお願いをいたします。

皆さん方から何かございますか、よろしいですか。

## 意 見 な し

委員長 それでは本日の案件は全て終了いたしました。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 56 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長